

令和7年度補正予算 自治体による物価高騰対策に資するリユース等支援事業 公募要領
(二次公募分)

1. はじめに

令和7年度に策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、自治体における効果的なリユースの取組を通じて、地域内の資源循環を促進することが必要である。また、国民生活に大きな影響を与えている物価高騰に対応するため、リユースの活用により住民の生活負担を軽減することも重要である。

本事業は、これらの観点から、自治体が主体となってリユースの取組を推進することで、地域資源循環と生活負担の軽減の両立を目指す事業を支援するものであり、以下の内容について公募を行うものである。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

本事業は、自治体による物価高騰対策に資するリユース等の事業を支援することを目的に公募を行うものである。

単年度もしくは長期的に、本事業を起因とした経済効果（住民の生活費削減、不用品売却による所得増加 リユース品流通量、就労機会創出、対象世帯数に対する利用世帯の割合、アンケートによる事業の満足度等）を試算・分析した結果を最終的に報告すること。

事業の実施に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「古物営業法」等の関係法令を遵守すること。

本公募は、別途公募している「令和7年度補正予算 リユース等の促進に関するモデル実証事業」への同時申請を可能とする。ただし、両公募について採択基準を満たした場合であっても、申請内容等を踏まえ、環境省担当官がいずれか一方の公募における採択を決定する場合がある。

一方で、両公募における申請内容が異なり、かつ費用が重複していない場合は、両公募における採択も可能とする。

<具体的なテーマ例>

- ・自治体施設にリユースショップを整備し、低価格または無償で住民が入手できる仕組みを構築することで、物価高騰下における生活費負担の軽減を図る事業
- ・自治体が収集した粗大ごみや不要物からリユースが可能な物品を選別し、リユースショップやオンライン販売で地域内での資源循環を促進するとともに、廃棄物の削減を実現する事業
- ・家具、衣類などの修理・メンテナンス拠点を整備し、使用期間を延ばすことで、廃棄抑制と生活費の節約を同時に実現する事業

(2) 事業実施者

申請者は、地方公共団体（都道府県、市区町村）とする。ただし、地方公共団体が事業者や市民団体等と共同で提案すること、複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。

(3) 事業の採択件数・支援額等

本事業では、一次公募分も含め、支援総額を6,000万円（税込み）とし、総額内で10件程度の採択を予定する。なお、二次公募分の採択に係る審査は申請書を受理したものから順次行い、一次公募分も含め支援総額が6,000万円に達した時点で公募を終了する。

(4) 事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、事務局請負事業者が技術的支援（例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定の実施（アンケート設問内容の意見出し）等）を行う（事業期間中2回程度の打合せを想定）とともに、事業実施に係る実費の全額または一部を支援する。

なお、必要経費は、本事業の事務局請負事業者から直接請求元に支払いすることも可能である（例えば、申請者が発注したパンフレットを作成する印刷会社に対して、事務局請負事業者からその費用を直接支払う。）。

実費の支援に関しては、具体的には、下記に該当する費用のうち事業の実施に必要と認められ、かつ事業期間内に発生する経費を、事務局請負事業者から支払うものとする。本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。

- ・会議・調整の費用（会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・広報・PRの費用（ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・調査・検討・分析の費用（アンケート調査の実施費用）
- ・連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・機械器具等のリース・レンタル費用（事業期間内に発生する経費のみ）
- ・その他事業の実施に必要と認められる経費

具体的な額については、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

※備品購入費や施設整備費（事業期間中にレンタルで設置するものは可とする。）、

ウェブサイト等の無形財産の構築費用（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。）等、事業終了後に財産となるような支出、単価が20万円（税込み）を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

※本事業の一環で有償販売を実施する場合、事業実施に係る実費より当該売上を控除した金額を支援額とする。

(5) 事業の実施期間

採択後から令和9年1月22日（金）まで

(6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書として取りまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定し、詳細は採択決定後に環境省及び事務局請負事業者とともに協議の上決定するものとする。

また、事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び事務局請負業者に定期的に報告することとする。（フォーマットは環境省及事務局請負業者より提供。）

3. 応募方法等

(1) 応募方法

別添2の様式による申請書に必要な事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の宛先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和8年4月27日（月）～同年6月30日（火）18：00（必着）

なお、二次公募分の採択に係る審査は申請書を受理したものから順次行い、一次公募分も含め支援総額が6,000万円に達した時点で公募を終了する。

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局資源循環課

担当（寺野・鈴木・長嶋）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限りEmailでのお問い合わせとしてください。

TEL：03-6205-4947

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

対象事業は、環境省担当官による選考会において、(2)の選定基準に基づき選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を求める場合がある。

(2) 選定基準

事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・期待される効果が高いか。またその効果は事業費に対し、妥当なものであるか。
(※ここでの効果とは、事業の実施による直接的な効果を意味し、住民の生活費削減額や不用品売却による所得増加額、事業を通じて循環利用やごみ減量化に繋がった物品数やその容積、事業に参加した住民数等を想定する。)

① 物価高騰対策に関する事項・物価高騰対策に資する事業であり、単年度もしくは長期的に住民の生活費削減、不用品売却による所得増加、リユース品流通量、就労機会創出、対象世帯数に対する利用世帯の割合、アンケートによる事業の満足度等の経済効果を試算・分析できているか。

② 資源循環に関する事項

- ・リユース等を通じて、廃棄物の抑制や資源の有効活用に資する取組であり、資源循環を推進する内容であるか。

(イ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
(※具体的な計画・予定が検討され、事業の成果を踏まえた事業継続の見込みがあるか。実施体制、事業費が検討されているか。(または事業内で検討されるか。))
- ・事業等の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期待される効果は大きいのか。
(※ここでの効果とは、事業の終了後、更なるリユース等の促進が期待されることを意味し、他の地域・団体への展開・波及の可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数等を想定する。)

(ウ) 事業の具体性・実現可能性

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「古物営業法」等の関係法令を遵守しているか。
- ・実施計画書の計画（スケジュール等）が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・事業の効果検証や課題整理の方法が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連携・連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・事業で回収したが、再使用または再生利用が困難となった製品の取扱いについて、適正かつ適切に計画されているか。
- ・関連団体等（地方公共団体、事業者、市民団体等）との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。

(3) 選定結果

選定結果は、(1)の選考会における選定を終え次第、申請者へ文書等により通知する。

5. その他（注意事項など）

- ①過去に環境省モデル事業※（平成23年度から平成27年度までの使用済製品等のリユースに関するモデル事業、令和4年度から令和6年度までの使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業、令和7年度使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業並びに令和5年度から令和6年度補正予算使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業をいう。以下同じ。）に採択された事業の継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ②連携する事業者等が、他の地方公共団体等によるモデル事業の事業者等であることを制限しない。ただし、提案するモデル事業が滞りなく進むことを申請書にて明記すること。
- ③採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、事業等を実施する者として事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要書類等は、事務局請負事業者に従い提出すること。
- ④申請者は、事業終了後も含め、本事業の成果を地域内外に積極的に発信し、他の地域・団体等への展開・波及に努めること。
- ⑤本事業の成果の横展開を図るため、環境省が実施予定のリユース推進キャンペーンに可能な範囲で参画し、普及啓発活動に協力するよう努めること。
- ⑥事業終了後、事業成果のフォローアップ（事業終了後の取組状況や、他の地域・団体等への展開・波及状況の確認）等のため、ヒアリング等により環境省への報告が求められる場合がある。

※環境省では、環境省モデル実証事業を実施し、リユースを推進することにより、循環型社会の推進や脱炭素社会の構築といった環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化といった効果が期待された。また、それらの環境省モデル事業の成果等も踏まえて、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（平成27年7月作成、令和7年4月改訂）を発出している。

<https://www.env.go.jp/content/000308917.pdf>

※過去のモデル事業の成果は、下記を参照。最新の報告書については順次掲載予定。

「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業（令和4年度から令和6年度）」、

「使用済製品等のリユースに関するモデル事業（平成23年度から平成27年度）」 <https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

「使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業（令和5年度から令和6年度）」

https://www.env.go.jp/policy/sustainable_fashion/good_practices/

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

以上